

公立公民館

- 第1地区公民館
- 第2地区公民館
- 第3地区公民館
- 第4地区公民館
- 第5地区公民館
- 第6地区公民館
- 第7地区公民館
- 第8地区公民館
- 第9地区公民館

三股町自治公民館連絡協議会

から地区公民館制度に移行以来、年次的に町内九箇所に公立の地区公民館を設置し、それぞれ地区単位で活発な公民館活動が行われてきました。

しかし、公立の公民館が自治活動と一体となって運営されてきたため、行政監察局が税の収納や神社への寄付などが社会教育法に違反していると指摘。また、このままの公民館制度では本来の目的である社会教育活動ができにくいくこと、地区の範囲が広すぎて意思の伝達がしにくいことなどから、公民館制度の見直しが課題となつていました。

「あり方」について平成元年九月、教育委員会が社会教育委員会に諮問、さらに三年六月、町長が地区公民館制度見直し審議会に諮問し、①地区公民館は、社会教育法に沿って社会教育機関としての機能を生かした運営を行うこと。②地域住民の自治意識の高揚と自治活動の活性化を図るため、おおむね集落ごとに自治公民館が発足するように指導助言すること。などの答申がありました。

これを受け、町では「公民館制度の見直しについて」昨年十月末から地区単位、集落単位で説明会を開催、今春の自治公民館の発足へとつながったものです。

公民館見直しの経緯

活力ある集落づくりと 生涯学習の推進をめざして



町内九個所に設置されている地区公民館は、従来の地区の範囲で社会教育活動だけを行い、地区住民の集会や講演会のほか、学級や講座などが開設され、生涯学習の拠点として利用されることになります。

29の自治公民館が発足



生涯学習の拠点となる地区公民館（8地区）

地域集落の活性化と生涯学習の推進をめざして、四月一日、町内にほぼ集落単位で二十九の自治公民館が発足しました。これは、公立の地区公民館が、これまで自治活動と一体となつた運営を行つていたため見直したもの。県内の全市町村がこの自治公民館制度を採用しています。

自治公民館は、地域住民の総意に基づいて運営する「住民の住民による住民のため」の組織・施設で、いわば住民自治の基本。その

活動は、必然的に地域住民の親睦や相互理解、連帯感に通じるものであります。今後、それぞれの自治公民館が特色のある自治活動を展開し、集落の活性化、ひいては町の活性化が図られるものと期待されています。

なお、第一回自治公民館長会議が四月十四日、役場大会議室で開かれ、初代の町自治公民館連絡協議会長に轟木自治公民館長の轟木次男さんが決まりました。

